

■ 充電インフラ補助金申請 – 施工前要部写真アップロード

以下の内容が満たされていない場合、センターとのやりとりが複数回発生し、審査に時間を要する可能性があります。また、複数回やりとりして状況が解消されなかった場合には、受付を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- ・**本年度事業開始日(令和8年3月3日)以降**に実際に撮影した写真データをそのまま提出してください。
 - ・インターネット上で取得した写真や予定場所を枠で囲むなど**加工済み画像、生成AI画像などの提出は固く禁止**いたします。
(提出された写真は、画像判定ツールで診断予定です)
 - ・要部写真提出の際、**写真情報データ(Exifデータ*¹)または位置情報(GPS座標)の修正や削除をしない**でください。アップロードできなくなります。
 - ・障害物(駐車車両等)が、やむを得ず映り込んでしまう場合は、撮影例にある全体写真に加え、障害物で隠れている設置場所床面、充電設備設置予定壁面の写真を複数枚撮影し提出してください。
 - ・1枚の写真で建屋と駐車スペースの位置関係が把握できない場合は、位置関係が確認できる写真を複数枚提出してください。
 - ・要部写真については、一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会 (J COMSIA) 認定の改ざん検知対応写真撮影アプリケーションによる、電子的に記入された小黑板情報を含む写真の提出を認めます。
- ※実績報告時には同一アングルにて撮影した写真を提出してください。

書類名称	写真の参考例 ※掲載写真は申請者の許諾を受け、実際に申請に使用した写真を掲載しています。
<p>写真NO : 1 【充電スペース】</p> <p>充電スペース予定場所の現在の状態を確認することが目的であるため、充電設備だけでなく、充電スペースを含む付帯設備等の全景が収まるように撮影すること。</p>	
<p>写真NO : 2 【充電設備】</p> <p>「充電スペースの全景写真」よりも近い位置から撮影し、充電設備本体設置場所周辺の現在の状態を確認できる写真を提出すること。</p>	
<p>写真NO : 3 【案内板】</p> <p>「当該施設に充電設備があることを示す案内板」を設置予定位置の写真。 公道から案内板を見た時に安易に視認できることの確認が目的であるため、公道から撮影した写真を提出すること。</p>	 <p>※既設で両面設置されている場合は、公道の上下線からの全景(2枚)を撮影し提出すること</p>
<p>写真NO : 4 【既設路面表示】</p> <p>既設路面表示を流用する場合は、そのデザインと現在の状況(劣化具合)が分かるよう全景を収めて撮影すること。</p>	

*1 撮影情報データ(Exifファイル)とは :

・スマートフォンやデジタルカメラなどの機器で撮影したデジタル写真に付与される撮影情報や位置情報などのデータのことです。

<https://www.adobe.com/jp/creativecloud/file-types/image/raster/exif-file.html>

・要部写真提出の際、撮影情報データ(Exifファイル)または位置情報(GPS座標)を修正や削除しないでください。アップロードできなくなります。